



いじめの認知件数(国公立学校)

(件)

都道府県	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	1000人あたりの認知件数	解消しているものの件数	認知件数に対する割合
1 北海道	1,146	1,496	818	18	3,478	6.3	2,821	81.1%
2 青森県	261	382	72	1	716	4.8	622	86.9%
3 岩手県	1,339	520	168	21	2,048	14.2	1,667	81.4%
4 宮城県	7,802	1,528	241	8	9,579	37.6	7,470	78.0%
5 秋田県	398	318	303	1	1,020	9.5	823	80.7%
6 山形県	68	79	133	14	294	2.3	179	60.9%
7 福島県	135	122	66	1	324	1.5	270	83.3%
8 茨城県	1,229	850	155	0	2,234	6.7	1,919	85.9%
9 栃木県	777	592	117	1	1,487	6.6	1,270	85.4%
10 群馬県	363	233	231	4	831	3.7	695	83.6%
11 埼玉県	371	772	170	17	1,330	1.7	1,079	81.1%
12 千葉県	10,671	4,483	594	45	15,793	24.2	11,963	75.7%
13 東京都	5,008	3,017	249	39	8,313	6.8	6,525	78.5%
14 神奈川県	2,770	2,067	270	33	5,140	5.6	3,675	71.5%
15 新潟県	444	396	171	11	1,022	4.0	803	78.6%
16 富山県	169	168	51	0	388	3.3	272	70.1%
17 石川県	433	284	111	2	830	6.3	489	58.9%
18 福井県	371	292	83	0	746	8.0	619	83.0%
19 山梨県	1,167	1,279	101	0	2,547	25.5	1,892	74.3%
20 長野県	612	596	122	19	1,349	5.5	1,059	78.5%
21 岐阜県	797	682	180	12	1,671	7.0	948	56.7%
22 静岡県	2,445	1,715	188	88	4,436	10.6	3,324	74.9%
23 愛知県	4,542	2,811	252	3	7,608	9.0	6,024	79.2%
24 三重県	755	432	126	6	1,319	6.3	865	65.6%
25 滋賀県	89	106	56	9	260	1.5	219	84.2%
26 京都府	5,795	2,526	421	6	8,748	31.0	6,692	76.5%
27 大阪府	1,769	1,272	321	10	3,372	3.5	2,792	82.8%
28 兵庫県	966	530	403	5	1,904	3.1	1,558	81.8%
29 奈良県	4,329	2,044	390	18	6,781	43.0	4,588	67.7%
30 和歌山県	63	133	51	9	256	2.3	210	82.0%
31 鳥取県	86	96	15	1	198	3.0	134	67.7%
32 島根県	110	63	81	11	265	3.4	183	69.1%
33 岡山県	299	422	527	10	1,258	5.7	942	74.9%
34 広島県	282	369	103	5	759	2.4	553	72.9%
35 山口県	178	198	67	15	458	3.0	368	80.3%
36 徳島県	236	379	15	0	630	7.7	506	80.3%
37 香川県	27	101	38	2	168	1.5	148	88.1%
38 愛媛県	85	206	61	2	354	2.3	339	95.8%
39 高知県	87	113	48	1	249	3.2	205	82.3%
40 福岡県	125	269	142	4	540	1.0	442	81.9%
41 佐賀県	11	54	67	0	132	1.3	95	72.0%
42 長崎県	908	514	291	1	1,714	10.5	1,433	83.6%
43 熊本県	2,202	864	563	20	3,649	17.8	3,061	83.9%
44 大分県	1,227	702	226	2	2,157	16.6	1,401	65.0%
45 宮崎県	953	303	249	28	1,533	11.6	1,090	71.1%
46 鹿児島県	21,504	6,006	3,279	88	30,877	159.5	26,811	86.8%
47 沖縄県	2,728	367	188	6	3,289	16.4	2,658	80.8%
合計	88,132	42,751	12,574	597	144,054	10.4	113,701	78.9%

※参考

平成23年度間	
計	1000人あたりの認知件数
3,330	5.9
791	5.1
338	2.3
1,722	6.7
392	3.6
359	2.8
175	0.8
2,277	6.8
1,183	5.2
1,271	5.5
1,422	1.8
7,452	11.4
4,979	4.0
4,454	4.8
892	3.4
646	5.4
1,193	9.0
611	6.4
598	5.9
914	3.7
2,950	12.2
3,095	7.3
8,523	10.0
257	1.2
229	1.3
463	1.6
2,311	2.4
1,082	1.7
287	1.8
98	0.9
78	1.2
212	2.7
850	3.8
549	1.7
514	3.4
352	4.2
309	2.8
737	4.7
300	3.7
668	1.2
68	0.6
1,258	7.5
6,832	32.9
2,394	18.3
114	0.9
395	2.0
307	1.5
70,231	5.0

※参考

平成23年度	33,124	30,749	6,020	338	70,231	5.0	56,305	80.2%
--------	--------	--------	-------	-----	--------	-----	--------	-------



(公文書扱)

各 県 立 学 校 長 殿

生徒指導支援室長

「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査(文部科学省実施)」結果及び今後の対応について(お願い)

このことについて、11月22日に文部科学省より下記1の概要のとおり公表されました。本県では平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」と比べ、いじめの認知件数が大幅に増えるとともに、全国と比較しても相当に多い件数となっておりますが、このことは、各校において「小さないじめの芽を見逃さない」姿勢で認知に努められた結果であると認識しています。

日頃よりいじめの問題の未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止に関する取組を進めていただいておりますが、本調査結果に加え、平成24年10月18日付け教生第155号「いじめの問題に対する取組の更なる推進について(通知)」を参考に、一層の取組の継続と充実が図られますようお願いいたします。また、いじめの問題の解決に向けた取組の状況について、下記2のとおり報告をお願いいたします。

なお、県教育委員会では、策定中の「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」が来月中旬には完成、配布できる状況となりましたので、これを活用した「いじめの問題に関する研修会」を下記3のとおり開催する予定があることを申し添えます。

記

1 「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」結果について(概要)

(1) いじめの認知件数(平成24年度当初から調査時点)及び解消率(調査時点)について(国公立)

	全 国	奈良県	【認知件数増加の要因分析】
小 学 校	88,132件	4,329件	・学校・教員の積極的な認知
中 学 校	42,751件	2,044件	・いじめの問題への意識の高まり
高 等 学 校	12,574件	390件	・アンケート調査の工夫
特別支援学校	597件	18件	・児童生徒が安心して、いじめを訴えることができる環境づくりの推進
合 計 ( 解 消 率 )	144,054件 (78.9%)	6,781件 (67.7%)	

(2) アンケート調査の頻度について(平成23年度中：公立学校)

	年1回実施		年2～3回実施		年4回以上実施	
	全 国	奈良県	全 国	奈良県	全 国	奈良県
小 学 校	20.8%	68.0%	66.2%	32.0%	13.0%	0.0%
中 学 校	11.9%	52.4%	67.3%	45.7%	20.8%	1.9%
高 等 学 校	46.1%	80.0%	47.8%	20.0%	6.1%	0.0%
特別支援学校	52.5%	81.8%	39.9%	18.2%	7.6%	0.0%

(3) いじめの問題への取組の定期的な点検の実施について(平成24年度：公立学校)

	全 国	奈良県
小 学 校	95.5%	72.3%
中 学 校	95.4%	80.0%
高 等 学 校	78.7%	52.5%
特別支援学校	60.9%	27.3%

【点検項目の参考資料】

- ・「いじめの問題への取組の徹底について」  
(平成18年11月2日付け教研第1134号)
- ・「事例から学ぶいじめ対応集」(平成21年  
3月奈良県教育委員会刊行)

(4) いじめに関する校内研修の実施について(平成23年度中：公立学校)

	いじめに特化した研修		いじめを含めた研修		実施していない	
	全 国	奈良県	全 国	奈良県	全 国	奈良県
小 学 校	11.8%	6.8%	85.3%	78.2%	8.0%	16.5%
中 学 校	9.5%	3.8%	85.4%	79.0%	9.7%	18.1%
高 等 学 校	8.4%	2.5%	63.6%	57.5%	30.0%	40.0%
特別支援学校	5.0%	0.0%	51.5%	18.2%	43.9%	81.8%

(5) 犯罪行為の可能性がある場合の警察への通報について(平成24年度：公立学校)

	すべて通報		重篤なもののみ通報		特に通報していない	
	全 国	奈良県	全 国	奈良県	全 国	奈良県
小 学 校	38.4%	18.9%	47.1%	40.8%	14.5%	40.3%
中 学 校	41.6%	41.9%	54.5%	53.3%	3.9%	4.8%
高 等 学 校	25.9%	37.5%	62.7%	50.0%	11.4%	12.5%
特別支援学校	31.1%	18.2%	46.5%	36.4%	22.4%	45.5%

2 いじめの問題の解決に向けた取組の状況について

- (1) 提出期日 平成24年12月7日(金)
- (2) 提出先 奈良県教育委員会事務局生徒指導支援室生徒指導第一係
- (3) 提出方法 電子メール  
seitoshidou@office.pref.nara.lg.jp
- (4) その他 「別紙回答票」に必要事項を記入し、提出願います。  
なお、今後も継続的な報告を依頼する予定です。

3 いじめの問題に関する研修会の開催について

- (1) 開催日 平成24年12月20日(木)
- (2) 開催場所 県立教育研究所
- (3) その他 詳細については、別途案内します。

(本件問合せ先)

生徒指導支援室生徒指導第一係

TEL 0742-27-5435

FAX 0742-27-1021

提出先 【県立学校、国立・私立学校】 県教育委員会事務局生徒指導支援室生徒指導第一係  
seitoshidou@office.pref.nara.lg.jp

【市町村立学校】 各市町村教育委員会

※ 提出先及び方法は各市町村教育委員会に問合せください。

提出期日 【県立学校、国立・私立学校】 平成24年12月7日(金)  
【市町村立学校】 各市町村教育委員会が指定する日

いじめの問題の解決に向けた取組の状況について

回答日	平成24年 月 日
所属名	
連絡先(電話番号)	
記入者	職
	氏名

学校名	(1)		(2)	(3)
	a	b	(1)について、重大な事案の件数 ※4	(1)について、指導困難な件数 ※5
	緊急調査時に回答した認知件数 ※3	うち、解消した件数	うち、解消した件数	うち、解消した件数
		緊急調査実施後に新たに認知した件数		

【記入上の留意点】

- ※1 回答時点の状況について記入してください。
- ※2 全定併置校については全日制、定時制を、中等教育学校については前期課程、後期課程をわけてそれぞれ回答してください。
- ※3 文部科学省実施「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」における回答票C (1)の件数を記入してください。
- ※4 児童生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると考える事案の件数を回答してください。
- ※5 解決に向けた取組継続中の事案において、指導が困難な事案の件数を回答してください。



(公文書扱)

各 県 立 学 校 長 殿

生 徒 指 導 支 援 室 長

いじめの問題に対する取組の更なる推進について（通知）

平素より、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止に御尽力いただき、ありがとうございます。

さて、平成24年8月16日付け教生第112号及び教生第113号で依頼した、いじめに関する調査の結果を取りまとめましたので、別添のとおり送付します。

貴校におかれましては、すでに「いじめに関するアンケート調査」に記載された内容について実態を把握し、いじめの解決に向けた対応を進めていただいていることと存じますが、下記の内容を踏まえ、更なる取組を推進願います。併せて、県教育委員会との連携が必要と判断する事象や研修講師の派遣希望があるときは、適時連絡願います。

また、貴校における「いじめに関するアンケート調査」実施後の取組について追跡調査する予定があることを申し添えます。

なお、平成24年10月19日(金)午後1時に別添内容を報道発表しますので、それまでは公表を差し控え、取扱に留意ください。

記

1 学校における取組の充実

(1) いじめられている児童生徒を守り抜く取組を推進する。

勇気を出してアンケート調査に回答した児童生徒の思いと期待に応えられるよう、全教職員で情報を共有するとともに、校長のリーダーシップの下に一致協力して指導にあたり、いじめの解決に向けて全力で取り組むこと。

(2) 取組を継続し、真の解決を目指す。

話合いによる和解やいじめる側の謝罪によって、「いじめが解決した」と安易に結論づけず、教職員の気付かないところでいじめが再発したり、陰湿化することもあり得ると認識し、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

(3) 定期的なアンケート調査の実施や相談窓口の周知を行い、早期発見・早期対応の取組を推進する。

学校は、今回のアンケート調査で全てのいじめが発見できたと考えず、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」、「被害者と加害者が容易に入れ替わる」との認識をもち、今後も定期的なアンケート調査や個人面談の実施、個人ノート・生活ノートの利用、家庭訪問による保護者との連携を通して、児童生徒が発する小さいいじめの芽を見逃さず、早期発見・早期対応の取組を推進すること。

また、いじめは潜在化しやすいことから、教職員は全ての児童生徒に校内外の相談窓口を周知し、児童生徒の不安や悩みをくみ取るよう努めること。

(4) 全ての教育活動を通して、未然防止、再発防止に向けた取組を推進する。

日頃から人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開するとともに、言語活動の充実を図り、児童生徒同士の結びつきを深めたり、社会性をはぐくむ取組を推進すること。同時に、教室全体にいじめを許さない雰囲気を形成し、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級(ホームルーム)経営を行うこと。

また、児童生徒に対し、規範意識の向上や人権教育、情報モラル教育等の取組を推進するとともに、保護者に対しても、携帯電話等に潜む危険性の啓発を行うこと。

(5) 実践的な校内研修を実施する。

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、事例研修やカウンセリング演習など実践的な研修を積極的に開催すること。

また、平成21年3月発行の「事例から学ぶいじめ対応集」や今後刊行予定の「いじめ早期発見・対応マニュアル」等を活用し、更なる取組の充実を図ること。

(6) 警察等関係機関との連携を推進する。

学校だけで抱えることなく、家庭、地域及び関係機関等と連携し、いじめの問題に対応すること。

特に、警察との連携については、「学校と警察との連絡制度」の目的を十分に理解し、連携の充実を図るよう努めるとともに、児童生徒及び保護者に対し、本制度の主旨等の周知徹底を図ること。

生徒指導第一係

T E L 0742-27-5435

F A X 0742-27-1021

E-mail seitoshidou@office.pref.

エル  
nara.1g.jp

(4) 全ての教育活動を通して、未然防止、再発防止に向けた取組を推進する。

日頃から人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開するとともに、言語活動の充実を図り、児童生徒同士の結びつきを深めたり、社会性をはぐくむ取組を推進すること。同時に、教室全体にいじめを許さない雰囲気形成し、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級(ホームルーム)経営を行うこと。

また、児童生徒に対し、規範意識の向上や人権教育、情報モラル教育等の取組を推進するとともに、保護者に対しても、携帯電話等に潜む危険性の啓発を行うこと。

(5) 実践的な校内研修を実施する。

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、事例研修やカウンセリング演習など実践的な研修を積極的に開催すること。

また、平成21年3月発行の「事例から学ぶいじめ対応集」や今後刊行予定の「いじめ早期発見・対応マニュアル」等を活用し、更なる取組の充実を図ること。

(6) 警察等関係機関との連携を推進する。

学校だけで抱えることなく、家庭、地域及び関係機関等と連携し、いじめの問題に対応すること。

特に、警察との連携については、「学校と警察との連絡制度」の目的を十分に理解し、連携の充実を図るよう努めるとともに、児童生徒及び保護者に対し、本制度の主旨等の周知徹底を図ること。

生徒指導第一係

T E L 0742-27-5435

F A X 0742-27-1021

E-mail seitoshidou@office.pref.

エル  
nara.1g.jp